

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 武内進一 印

学位申請者 Wusu Conteh

論文名 The politics of resource governance in a neoliberal age: an exposition of the operations of multinational corporations and their impact on natural resource governance in Sub-Saharan Africa. A case study of post-war Sierra Leone

## < 審査結果 >

審査委員会は、主査に武内進一（アフリカ政治）、副査として伊勢崎賢治（平和構築）、出町一恵（開発経済学）、落合雄彦（西アフリカを中心にしたアフリカ政治）、篠田英朗（平和構築）の5名によって構成され、それぞれ専門の見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で、2023年2月22日に公開の最終審査を行った。その後、論文および最終試験の内容について協議を行った結果、本論文は、本学大学院が学位授与のために定めた基準を十分に満たしており、優れた高い学術性を有していることが確認された。よって審査委員会は全員一致で、Wusu Conteh氏に博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。

論文および審査の概要は以下の通りである。

## < 論文概要 >

本論文は、多国籍企業(MNCs)が、サブアフリカ地域において、国際的な規制にもかかわらず、「天然資源ガバナンス (NRG)」に大きな阻害的な影響を与えている実情について、シエラレオネを題材にしながら、論じたものである。1980年代までの多国籍企業の活動が、天然資源が豊富なアフリカ諸国の統治システムの脆弱化の一因となったという反省が、1990年代に数多くなされた。その反映として多国籍企業の活動を規制するための様々な国際基準が導入された。しかし現在に至るまでに事態が劇的に改善されたとはまでは言い難い。背景には、アフリカ各国の脆弱な統治機構の問題があるとされるが、多国籍企業の活動の問題性が完全に除去されていない面もあることも否めない。汚職、縁故主義、脱税、説明責任の不在、人権侵害などの事情は、多国籍企業が誘発している場合もある。この意味でアフリカ諸国は「資源の呪い」から脱し切れていない。たとえば「Extractive Industries Transparency Initiative (EITI)」は、シエラレオネにおける資源ガバナンスの透明性の向上に必ずしも役立っているとは言えない。なぜなら多国籍企業と現地政府のエリート層が結

びついて EITI の運用を不透明なものにしてしまっているからである。

シエラレオネは豊富な天然資源を内包しているがゆえに、1990 年代に凄惨な内戦を経験した「資源の呪い」の悲劇を代表するような国である。公式に内戦が終了してから 20 年以上が経過する現代においても、天然資源の管理は、シエラレオネの平和構築の行方を左右する大きな問題である。それは「EITI Index」、「World Governance Indicators」、「Transparency International's Corruption Index」、「Natural Resource Governance Institute Index」、「United Nations Global Compact」、「Kimberley Process Certification Scheme」、「United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights」、などの国際的な基準による規制によっても適正な運営が確保されるべき領域の問題である。そこで課題となることの 하나가、天然資源の収奪の歴史を持つ多国籍企業の活動を適正化することである。それによって透明性が高く説明責任も果たす天然資源ガバナンスが実現していくはずだからである。しかし実際には、アフリカ各地でそうであるように、現在までのところシエラレオネにおける多国籍企業の活動の規制の試みは、天然資源ガバナンスの適正化に十分に寄与しているとは言えない。その背景には、中国のアフリカへの投資額の劇的な増加などの国際情勢の劇的な変化を反映した要素もある。それも含めて、本論文が支配の資源政治 (resource politics of dominance) と呼ぶ国際・国内のエリート層の結託の構図がある。本論文は、それをシエラレオネの 4 つの地区における 51 名の政府・多国籍企業・市民社会組織等の人々への聞き取り調査なども行いながら、克明に描き出した。

本論文は、序論、結論を含めて、9 つの章からなっている。

本論文の第 1 章は、全体を通じた問題意識を説明し、本論文を通じて何を論じるのかという議論の大枠を提示するものである。あわせて方法論に関する説明も行っている。

第 2 章は、「資源の呪い」などをめぐる先行研究の精査を行う章である。あわせて新自由主義の思潮が、どのように天然資源をめぐる政治情勢と関わるのかについても論じている。新自由主義の思潮は、非国家主体の活動の促進を通じた経済発展を重視する。そのため新自由主義が支配的になると、多国籍企業の活動は促進されることになる。そこで多国籍企業が天然資源の収奪を行うならば、新自由主義は結果的に資源の呪いを加速させていくことになる。「ワシントン・コンセンサス」をめぐる批判や改善の試みなども、この章で扱われている。この章は、新自由主義の思潮の広がりの中で活発化した多国籍企業の活動が、国際融資制度の政策とも重なり合い、シエラレオネのような天然資源に恵まれたサブサハラ・アフリカ諸国に「資源の呪い」としての支配の資源政治を広げていった様子を描き出すものである。

第 3 章は方法論について明晰化を図る。51 人を対象にした聞き取り調査の位置づけや対象者の選出や実施方法の説明がなされる。また EITI に着目していく手法の有効性が、第 2 章で論じられた支配の資源政治を描き出す観点から、説明されていく。また、国際的な基

準が存在するにもかかわらず、多国籍企業が資源政治を危機に陥れていくのは、どのような条件においてなのか、という本論文の中心的なリサーチ・クエスチョンが確認される。あわせて典型的な資源の呪いの現象が見られるシエラレオネを事例研究の対象と設定し、焦点を当てて議論を進めていくことの意味が説明される。

第4章は、サブサハラ・アフリカにおける天然資源ガバナンスの政治的性格について説明しつつ、本論文の中心的な概念枠組みを提示する章である。国際融資制度は、良い統治を促進することを目指しているはずである。だが現実の資源ガバナンスでは、多国籍企業が利潤を追求して自由に活動しながら、それにみあうほどに現地社会の人々の生活の改善が図られていくわけではない。多国籍企業は、現地社会の人々を単に一方的に収奪していくわけではない。むしろ現地あるいは地域の政治・経済・軍事エリート層と癒着しながら、活動を広げていく。中国企業は、独裁政権の権力者と金銭的に結びついていくことも厭わない。本章は、支配の資源政治という概念によって、本論文が、国際金融制度、多国籍企業、本国政府、現地・地域社会のエリート層が形成する利潤構造を示していくことを説明するものである。

第5章は、多国籍企業が持っている問題性を議論の俎上に載せる。多国籍企業の活動を規制する規範的な国際基準が多数あるとしても、実際の権力の構造の中では、多国籍企業は強い立場にある。資源開発の権利を確保しながら、多国籍企業は有利に交渉を進めたりすることができる。多国籍企業が関わる賄賂などの腐敗や縁故主義は、数多くの国々に広がっている。多国籍企業は、必ずしも違法ではない租税回避も巧みだが、それも特権的な立場にあるからだと言える。多国籍企業の鉱物資源開発の契約等に関して、透明性や説明責任が十分に確保されているとは言えない。多国籍企業は、人権侵害の糾弾からも逃れ続けている。

第6章は、非国家主体が持つ問題性を、シエラレオネを事例として参照しながら明らかにする。シエラレオネは、内戦終結後、金やダイヤモンドなどの鉱石の開発を狙う数多くの多国籍企業を引き寄せてきた。それらは必ずしも世界最大規模に巨大な企業群ではない。しかし特有の支配の資源政治を形成してきた。この章では、より具体的に、Sierra Rutile Limited、Koidu Limited (Octea Limited)、Shandong Iron and Steel Group、African Minerals Limited、London Mining Company という企業について詳細な描写を行う。

第7章は、国際的な天然資源開発の規制基準について概観する。より具体的には、UNGC、KPCS、EITI、UNGPBHR について詳細に内容を見ていく。それぞれに利点はあるが、限界もある。結果的には、いずれも支配の資源政治を改善させていくことに対しては、目立った画期的な成果までは出せていない。総じて違反者に対して十分な制裁を科すための裏付けを持っておらず、規範的な基準にとどまってしまっている。

第8章は EITI が政府歳入の透明性や説明責任の向上に役立っているかを、シエラレオネを事例にして、検証する。シエラレオネは、2008年に EITI に加入した。しかしそれを契機

に資源ガバナンスの透明性と説明責任が向上したとは言えない。むしろ多国籍企業のみならずチーフなどの国内社会側のエリート層による利潤の収奪は、顕著に広がったままである。

第9章では、本論文全体の議論のまとめが行われ、明らかにしたことが改めて示される。加えて将来のさらなる研究の課題なども提示される。

#### < 審査概要および評価 >

本論文で評価すべきは、シエラレオネという国際的な平和構築は成功裏に終わったとされる国を題材にしながら、依然として天然資源ガバナンスに大きな課題が残されていることを明らかにした点である。多国籍企業と現地政府のエリート層がからみあいながら天然資源ガバナンスの改善を阻んでいる実情を論じた姿勢には、現実政治の喫緊の課題に踏み込む姿勢の鋭さが見られる。

他方、議論の構成において精緻さが欠ける面があり、説得力を持ち切れていない面がある。論文で用いている諸概念の明晰化に不十分さがある。先行研究の吸収は十分とは言えず、偏りも見られる。特に経済学の分野の先行研究の渉猟は非常に物足りないもので、議論の再構成も表層的であり、最新の動向を把握していることを示しているわけでもない。各分野で豊富な議論が行われてきている「資源の呪い」という概念について、各国の多種多様な資源をめぐる先行研究を十分に咀嚼したうえで、独自の視点を出し切りながら用いているとは言い切れない。

ただしこれらの問題点は、学位申請者にもよく意識されており、論文においても配慮がなされていた。審査における質疑応答でも真摯な対応が見られた。指摘された問題点は、本論文の本質的な価値を根本的に損なうものではないという評価では、審査員の意見は一致した。

最終試験は2月22日(水)の17時から19時まで約2時間にわたりZOOMを用い公開で行なわれた。審査委員から提起された問題点等に対しては、Conteh氏から真摯で的確に応答がなされた。質問は、論文が用いている諸概念の明晰性や使用方法、先行研究の渉猟の範囲・深さ・理解度、フィールド調査の成果の活用法と妥当性、章構成をはじめとする議論の展開方法、本文を補足する図表の使い方、論文の学術的意義と政策的含意などについて、数多くなされた。その過程で、本論文の主張の説得力については必ずしも十分に強いとは言えない面もあることが指摘された。質疑応答のなかで、論文に限界や問題点があることは、本人も了解した。不足する点があることは否めないが、論文の一定の学術的成果の水準に達していることについては審査員も納得をした。そのため、審査委員会は最終的に審議した結果、本論文は博士(学術)の学位を与えるにふさわしい学術的成果であると判断した。